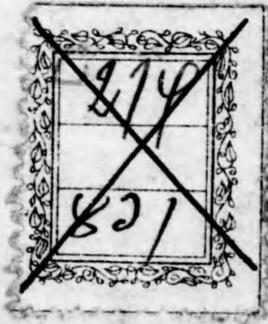


特 100

579

度量衡器營業者心得



始



度量衡器の營業者は百貨計量の基準器を製作修覆又は販賣するものなるが故に度量衡の制度上重大なる責任を有すると共に反面より見れば自己の供給したる器物が社會全般に亘る商工業の取引証明上に於ける計量に使用せらるる事を思へば名譽ある營業と言はざるべからずされば此の名譽と責任あることを自覺し進んで使用者を指導する位置に立ち他營業者の模範となるべきことを期せざるべからず

茲に營業者の心得となるべき事柄を記述し其の参考に資す

(一) 法規に關する事項

- (イ) 度量衡法又は之に基きて發せられたる命令に背き又は當該官廳の命に従はざる時は自己の營業を停止され又は免許を取消さるゝとあるべし
- (ロ) 營業者にして其の營業を停止されて居る間は無論其の業を營むことは出來ないのである若も之に背きたる時は度量衡法第十四條に依り五百圓以下の罰金に處せらるべし
- (ハ) 當該官吏が取締の爲店舗工場其の他の場所に臨檢したる時は決して之

大正  
8.5.15  
内交

を拒み又は虚偽の答辨を爲し忌避し或は支障を加へてはならぬ若し之に背きたる時は度量衡法第十五條に依り百圓以下の罰金又は科料に處せらるべし

(ニ) 自己の代理人、戸主、家族、雇人其の他の従業者が規則に背きたる事を爲したる場合も矢張り免許を受けたる者が處罰せらるべし

(ホ) 免許を受けたる者が未成年者又は禁治産者なる時其の者が規則に背きたる時の處罰は其の法定代理人に適用せらるべし但し營業に關して成年者と同一の能力を有する未成年者ならば其の本人が處罰せらるべし

(ヘ) 免許を受けたる者が法人なるとき其の法人の代表者又は雇人其の他の従業者が營業に關し規則に背きたる時は處罰せらるべし者は法人にして被告となるものは其の代表者なり

(ト) 度量衡器營業の免許は滿十五ヶ年にて其の効力を失ふものである故に引繼ぎ營業を爲さんとする時は期間滿了に先ち新に地方長官の免許を受けねばならぬ若し期間滿了後其儘營業を爲したる時は度量衡法第十四條に依り無免許販賣として五百圓以下の罰金に處せらるべし

(チ) (注意)此の時の免許願の書式も始めての出願も勿論同書式である營業の免許は出願當時の營業所に限られたるものにして其の効力は他の場所に及ぶものなれば曩に甲の場所に付き免許を受けたる者後に至り更に乙の場所にも營業所を設くる時は其の乙の場所に於ける營業は無免許營業として五百圓以下の罰金に處せらるべし

(リ) (注意)營業所の位置を變更するとは別問題製作者又は販賣者は免許を受けたる營業所外に於ては店舗又は行商等如何なる形式を問はず販賣を爲すことを得ざるべし

但し博覽會共進會又は其の賣店に於て販賣するは差支なきも此の場合には豫め其の販賣をなす場所を管轄する地方長官の許可を受けねばならぬ若し營業所外に於て販賣し又は但書の場合と雖地方長官の許可を受けずして販賣したるときは度量衡法施行細則第五十四條に依り二十五圓以下の罰金に處せらるべし

(ヌ) 度量衡器の販賣の免許を受けたる者は桿秤の取緒皿紐鈎紐及錘糸にして金屬であらざるものに付修覆の業を營むことを得るのである

但し此の修覆の業を営むには豫め地方長官に其の旨届出ねばならぬ  
若しこの届出を爲さずして修覆の業を営みたる時は度量衡法施行細  
則第五十五條に依り科料に處せらるべし

(ル)

販賣者前項に述べたる修覆の業を営まんとするには秤架（桿秤を釣る  
し又は取緒を挟むもの）竝に一厘より五貫迄及一「センチグラム」より  
五百「グラム」迄の各種の細分銅を備付けねばならぬけれども右分銅の  
中一「センチグラム」より五百「グラム」迄の分銅は豫め地方長官の認可  
を受けたる時は之を省くことを得

（注意）免許期間満了に依り新に免許を得引き續き營業を爲したる場合  
と雖緒紐修覆の業を営まんとせば（ヌ、ル）に掲げたる手續をなすべし若  
し之に違背したる時は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せ  
らるべし

(オ)

製作者修覆者販賣者にして金屬に非ざる桿秤の緒紐を修覆したる場合  
は其の檢定を受くることを要せずと雖命令に定められたる構造を具備  
せざるもの又は度量衡法施行令第十六條に規定せられたる公差以上の

差狂を生したるものなるときは之を修覆することを得ず若し之に違背  
したるときは度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべし  
（注意）夫故に販賣者にして舊の修覆を爲す者は常に公差及構造に關す  
る規定を承知し檢査の方法等も充分習得して居らねばならぬ  
尙修覆用の分銅は常に注意し缺損又は差狂の疑あるものは進んで檢査  
を受くるか又は修覆せねばならぬ

前項に述べたる理由に依り修覆を爲さざりし桿秤に付ては其の修覆を  
依頼したるものゝ住所氏名其の桿秤の秤量筒數修覆を爲さざりし事由  
及依頼者に還付したる年月日を記載し遲滞なく之を地方長官に届出で  
ねばならぬ若し之に違背したるときは度量衡法施行細則第五十五條に  
依り科料に處せらるべし

(ワ)

免許を受けたる營業者にして左記事項に觸ると時は其の免許は自然効  
力を失ふものである

- (一) 禁錮以上の刑に處せられたるとき
- (二) 度量衡法第十四條の刑に處せられたるとき

茲に云ふ第十四條の刑とは製作者、修復者又は販賣者にして營業を停止されたる期間内に於て其の營業を爲したるため同條規定の罰金に處せられたるとき

(カ)

三破産又は家資分産の宣告を受け復権せざる時

法定代理人に依り營業を爲す者にして其の法定代理人が左記各號の一に該當するに至りたる時は其の法定代理人を變更せざれば免許は自然効力を失ふものにして從て變更すべき代理人も亦此規定に抵觸する者を立つることを得ざるは勿論である

(一) 禁錮以上の刑に處せられたる者但其執行を終り又は其の執行の免除を得たる日より三年を経たるものは此の限りにあらず

(二) 度量衡法に依り營業免許を取消されたる後二年を経ざる者及營業停止中の者

(三) 度量衡法第十四條の刑に處せられたる者但し其執行を終り又は其の執行の免除を得たる日より三年を経たる者は此の限りにあらず

(四) 前二號に掲げたる者の同居者雇人其の他の従業者

(ヨ)

(五) 破産又は家資分産の宣告を受け復権せざる者及身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者(身代限は明治二十三年の法律に於て二十四年より家資分産として改正施行されたり)

製作者又は修復者にして營業所若は工場を變更し又は工場を新設せんとする時は豫め豫め免許を受けたる行政官廳に其旨願出で認可を受けねばならぬ販賣者にして營業所の位置を變更せんとする時亦同じ

若し認可を受けずして變更したる時は度量衡法施行細則第五十三條に依り百圓以下の罰金に處せらるべし

(タ)

營業者の相續人にして度量衡法施行令第三條第一項(「カ」に掲げたる一より五まで)に該當せざる者は被相續人の營業を承継することを得るのである此の場合に依り相續人が營業を承継したる時は其の相續の日より六十日以内に免許狀書換願書に五拾錢の収入印紙を貼付し之に免許狀竝に相續人たる事を証明すべき戸籍謄本及度量衡法施行令第三條第一項(「カ」に掲げたる一より五まで)に抵觸せざる旨の證明書を添

へて地方長官に申請すべきものである

若し此の手續を爲さずして業を営みたるときは度量衡法施行細則第五十四條に依り二十五圓以下の罰金又は科料に處せらるべし

(レ)

營業者の相續人にして被相續人の營業を承繼せず若し承繼することを得ざる時は其相續の日より六十日以内其の旨を地方長官に届出て同時に免許狀を返納せねばならぬ若し此手續を怠りたる場合は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべし

但し隠居せし爲相續の起りたる場合に於て被相續人が是迄通り自己の名義にて引き続き營業を爲すときは此の限にあらず

(ツ)

免許狀を汚損し又は亡失したる時は免許狀再下附願書に五十錢の収入印紙を貼付し遲滞なく地方長官に申請すべきものである此手續を怠る時は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべし

(ヅ)

氏名又は名稱(會社の如き)に変更を生じたる時は免許狀の更正願書に貳拾錢の収入印紙を貼付し其の事由を証明する書面を添へ遲滞なく地方長官に申請せねばならぬ若し此の手續を爲さざれば度量衡法施行細

(ネ)

則第五十五條に依り科料に處せらるべし

營業者の法定代理人に変更ありたる時は新法定代理人より其の事由を證明する書面及度量衡法施行令第三條第一項(「カ」に掲げたる一より五まで)に關する證明書を添へ遲滞なく行政官廳届出づべきものである若し之に違背したる時は度量衡法施行細則第五十四條に依り二十五圓以下の罰金又は科料に處せらるべし法定代理人其の氏名に変更ありたる時は其の事由を証明する書面を添へ遲滞なく行政官廳に届出づべきものである若し之に違背したる時は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべし

(ナ)

營業者其の營業を廢止し又は營業免許の消滅したる時は遲滞なく其旨行政官廳に届出で又免許狀を返納すべきものである若し之に違反する時は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべし

(注意)營業免許の消滅する場合

(一)營業免許期間の満了したる時(二)相續の場合に於て營業を承繼せず又は承繼することを得ざる時(三)免許を取消されたる時(四)度量衡法施行令

(ラ) 第三條の第一号、第二号、第五号に抵觸するに至りたる時、製作者販賣者にして其の營業を廢止し又は營業免許の消滅したる時若は相續人が營業を承繼せず若は承繼することを得ざる時は之を届出で免許狀を返納すべきことは前に述べたる如し尙此の場合に於て營業中所持したる度量衡器の殘存するものあらば其の處分の方法を定め地方長官の認可を受けたる上にあらざれば其の器物を他人に讓渡し又は注文者に引渡ししてはならぬ若し之に違背したるときは度量衡法施行細則第五十三條に依り百圓以下の罰金に處せらるべし

(ム) 本縣度量衡器取締規則に規定せられたる條項に就て遵守すべきこと

(ニ) 度量衡器の種類附録圖解参照

(イ) 度量器

直尺、曲尺、卷尺、鏈尺、縮尺、疊尺

(注意) 鯨尺には直尺、疊尺、卷尺、縮尺の四種あり

(ロ) 量器

樽、斗、概、化學用量器

(注意) 化學用量器を種別にすれば「メスフラスコ」「ビベット」「ビュレット」「メスシリンドル」の四種とす

(ハ) 衡器

天秤、上皿天秤十分秤、桿秤、自働秤、臺秤、分銅、定量錘、定量増錘

(ニ) 瓦斯「メートル」水量「メートル」

(三) 不適法の度量衡器

左の各號の一に該當する度量衡器は之を販賣し又は販賣の爲所持してはならぬ若し之に違背したる時は一年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せらるべし

但し度量衡法施行令第九條第一號に依り豫め農商務大臣の許可を受け輸出若は移出する度量衡器なるときは此の限にあらず

又瓦斯「メートル」、水量「メートル」は今日では檢定なきを以て檢定証印なきものと雖販賣し得ること勿論なり

(イ) 檢定証印なきもの

檢定証印なきものとは始よりなきもの、証印が消失せしもの、又は除去

せられたるもの、又は検定消印(㊦)を附せられたるものを云ふのである

現在効力のある検定証印は(㊦)、(㊧)、改、の三ツである

(ロ)

修覆したる後其の検定を受けず又は検定に合格せざるもの、  
是は別に詳しく説明を要せず假令修繕しても検定を受けないもの、又  
は検定に差出しても其の検定に合格せざるものを指すのである

但し度量衡法施行令第九條第三號の場合則ち製作者、修覆者又は販  
賣者がなしたる桿秤の修覆にして其の取緒、皿紐、釣紐、錘糸、の金屬  
に係らざる修覆なれば検定を受けずとも販賣し差支ない

(ハ)

變造したるもの

變造とは器物の表示する値を變更する目的を以て加工したるもの換言  
すれば定規を増減する爲原状を變化させたるものを云ふ

(ニ)

勅令の定むる公差以上の差狂を生じたるもの  
度量衡器の材料又は使用上精粗の關係等に依り一定の器差を公認せら  
れてある之を公差と云ふ則ち此の公差を超へ差狂を生じたるものを指

(ホ)

命令の定むる構造を具備せざるもの

命令の定むる構造を具備せざる度量衡器に付ては後段にて詳細を掲ぐ  
べし

(四)

器物に對し注意すべき事項

一旦検定を受けたる度量衡器と雖も氣候の關係保存の方法又は取扱宜  
しからざる等よりして毀損腐蝕其の他差狂を來す場合なしとせず夫故  
に營業者は常に自己の保存又は仕入たる器物を檢閲し公差以上の差狂  
を生じたるもの又は命令の定むる構造を具備せざるに至りたるもの、  
如きは之を識別し直に製作者又は修覆者に托し修繕するか若くは單に  
疑ひあるものなれば更に検定を受けねばならぬ若し然らずして検定証  
印ありとの理由を以て其儘之を販賣し又は販賣の爲所持するときは既  
に前に述べたるが如く度量衡法第八條の違反となり一年以下の懲役又

は五百圓以下の罰金に處せらるべし

左に掲げたる事項は所謂命令の定むる構造を具備せざるに至りたる場合を指示したるものなるを以て平素充分心得置かねばならぬ

度量衡器の主要部が毀損し又は腐蝕したるもの

度量衡器に附しある檢定証印、記號其他全長全量秤量掛量又は重量等表記の文字が判明せず又は其の目盛が識別し難きに至りたるもの

度器にして枉撓又ハ撻れたるもの

端目盛ある度器の一端が最小目盛の一度目以上磨滅したるもの端目盛端目盛にあらざる度器なるときは其の磨滅が最端の目盛を超ゆるに至りたるもの

材料を剥ぎ合せ又は繼ぎ合せて造りたる一般の度器及連接部が分離し得ざる構造の疊尺にして其の目盛ある部分が分離し易きに至りたるもの

麻製卷尺の目盛ある部分が切斷し易きに至りたるもの

度器の目盛ある部分が缺損し又は甚しく割れたるもの

(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)

(チ)

曲り尺又は徑を度るに用ふる直尺の角度が著しく差違を生ずるに至りたるもの又は其の副枝が緩みたるもの

(リ)

枳が甚しく變形し又は其の口縁に緊着したる材料又は鉄帶に緩みを生じ又は其の口縁が缺損したるもの若は金屬製枳の繼ぎ目の離れたるもの

但し全量の目盛ある枳なる時は其の缺損が全量の目盛に達せざるものは差支なし

(ヌ)

枳の口縁又は内面が著しく磨滅し若は反りを生じ又は其の内面に於ける塗料の剝落したるもの

(ル)

液類の計量に使用する枳が漏水するに至りたるもの又は材料を二重にしたる金屬製枳の内面が漏水するに至りたるもの

(オ)

斗概が反り又は著しく凸凹を生じたるもの

(カ)

化學用量器の重要部が缺損したるもの

(ヨ)

秤の秤が枉撓したるもの  
秤の又、亦受、承軸、尺蓋又は桿の金具が離脱し又は亦及桿に緊着しある金具が移動し易きに至りたるもの

- (タ) 秤に調子玉を付しあるものありては其の調子玉の遊動し易きに至りたるもの又は調子玉の効力を爲さざるに至りたるもの
- (レ) 調子玉なき秤にして其の空懸け又は錘を直点に懸けたる場合に於て之に施行令第十六條に規定されたる秤量の公差の四分の一以内の重量を加減するも其の睨みが一一致せず若は其の桿が水平とならず又は其の指針が直点若は標点を指さざるに至りたるもの  
 (注意)指針が直点を指す構造のものは自動秤の類にして標点とは天秤に於ける度表の中心を云ふ
- (ツ) 水平器の装置ある秤に在りては其の装置が水平を定むる用を爲さざるに至りたるもの
- (ヅ) 各種の秤にして衡器の公差(使用中の公差)に相當する重量を感せざるに至りたるもの
- (イ)(五) 器物の仕入、保存、陳列其の他に關する注意事項  
 仕入品は常に地方の需用状況に徴し各種の器物を仕入れ且つ比較的優良なるものを選択すること

- (ロ) 注作品着荷の際は必ず一應左記事項につき一々器物を審査すること
- (一) 檢定証印の有無(不判明のものも含む)
- (二) 記号、番号、全長、全量、秤量、其の他表記の文字の可否
- (三) 構造に關する調査(四に掲げたる事項)
- (四) 直点又は標点の正否
- (ハ) 竹製度器の如きは其の種別及全長別に函に入れ置くこと
- (ニ) 器物は直接日光に觸れしめず又は濕氣を防ぐ爲硝子戸棚に入れ見易き場所に陳列すべきこと
- (ホ) 木製桿は穀用、液用、雜用の區別に依り區劃をなし置き混同せざる様法意すべきこと
- (ヘ) 木製桿秤は釣を吊し置くを可なりとす
- (ト) 梅雨の季節には保存器物に注意し黴又は錆の掃除をなし金具の部分などには稀薄なる油を染ませたる布切にて拭ひ置くを可とす
- (チ) 天秤、臺秤、上皿桿秤、等は震動せざる場所に保存し塵埃の附着せざる様注意すること

(六) 使用者に對し指示すべき事項

營業者は常に使用者を指導すべき地位にあることを自覺し使用者の求めに應じ器物を販賣せんとする場合には先づ先方の職業並に器物の用途計量せんとする物品等を尋ね之に適當なる器物を供給するの心懸けなかるべからず之れ顧客に對する親切なる行爲にして寧免許を受けたる營業者の責任と云はねばならぬ

(イ) 鯨尺にては布帛以外のものを計量し得ざること若し之に違反したる時は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべきこと

(ロ) 木製枴を以て穀類を計量する場合には必ず穀用の文字あるものを使用し液類を計量する場合には必ず液用の文字ある枴を使用すること若し之に違反したる時は度量衡法施行細則第五十四條ニ依リ二十五圓以下の罰金又は科料に處せらるべきこと

(注意) 穀用又は液用の文字ある枴にて穀類又は液類以外の雜物を計量するは差支なく穀用又は液用の文字なき枴は穀液以外の雜物に限り使用すべきこと

(ハ) 枴を以て穀類を計量する場合に於て一度に五斗以上を計量する時は全量一斗に充たざる枴を使用してはならぬ若し之に違反したる時は前項

同様に二十五圓以下の罰金又は科料に處せらるべきこと

(ニ) 枴を以て穀類を計量する場合に於ては圓壺狀斗概を使用すべきこと但し其の斗概は枴の大小に應じ左の通使用せねばならぬ

二合五勺以下の枴には 小の表記ある斗概

二斗以下の枴には 中の表記ある斗概

一斗以下の枴には 大の表記ある斗概

右但書の場合を除き若し圓壺狀斗概を使用せざる時は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべきこと

(ホ) 秤にして其の桿と分離し得べき鍾増鍾増鍾台又は皿に附しある表記と桿に附しある表記と(記号番号其他)異なるものを使用せざること若し之に違反したる時は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべきこと

(ヘ) 水平を定むる装置ある秤は先づ其の臺を水平に据へつけざれば之を使用

用することを得ざること若し之に違反したる時は度量衡法施行細則第五十五條に依り科料に處せらるべきこと

(ト) 塩計量用の秤は錆を生じ易きを以て常に稀薄なる油の染みたる布切を以て支点重点錘等を拭ひ置くべきこと

(チ) 調子玉を有する秤なれば其の調子玉にて空懸の平均を正しくして使用すべきこと

(リ) 何時買ひ入れたるものでも第一種取締検査の場合には所持する限り提出すべきこと

度量衡ニ關スル諸願届様式

- |      |                 |
|------|-----------------|
| 第一號  | 製作修履營業免許願       |
| 第二號  | 販賣營業免許願         |
| 第三號  | 營業所又ハ位置變史認可願    |
| 第四號  | 工場ノ新設認可願        |
| 第五號  | 免許狀書換願          |
| 第六號  | 免許狀再下附願         |
| 第七號  | 免許狀更正願          |
| 第八號  | 工場外ニ於テ製作修履許可願   |
| 第九號  | 營業所外ニ於テ販賣許可願    |
| 第十號  | 殘存度量衡器處分認可願     |
| 第十一號 | 緒紐修履用瓦分銅省略認可願   |
| 第十二號 | 度量衡器ノ所在地ニテ乙種檢定願 |
| 第十三號 | 工場ノ廢止届          |
| 第十四號 | 法定代理人變更届        |
| 第十五號 | 法定代理人住所氏名變更届    |

度量衡ニ關スル諸國條約

- 第十六號 營業廢止消滅届
- 第十七號 相續人營業承繼セサルニ付届
- 第十八號 度量衡器ニ附スヘキ記号届
- 第十九號 緒紐修覆營業開始届
- 第二十號 修覆ヲ爲サ、リシ稗科ニ付届

第一號 度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆)免許願

收入  
印紙

貼附シタル収入印紙ノ額金參拾圓(修覆ハ拾五圓)

- 一、免許ヲ受ケントスル者ノ住所氏名
  - 一、營業所ノ位置
  - 一、工場ノ位置
  - 一、製作(修覆)ノ用ニ供スル重ナル機械ノ名稱及員數
- 別紙明細書ノ通
- 前記ノ各項ニ依リ度(量)(衡)器ノ製作(度量衡器ノ修覆)ノ業ヲ營ミ度候間  
御免許相成度附屬書類相添此段相願候也
- 年 月 日

右 何 某 印

又ハ何會社代表者 何 某 印

又ハ何某未成年ニ付後見人(親權者)

何 某 印

(會社ノ場合ハ月日ノ附近ニ會社印ヲ押捺スベシ)  
農商務大臣宛(修覆ハ知事宛) (以下之ニ做フ)

附屬書類ノ表示

一、度量衡法施行令第三條ニ關スル証明書 壹通

(証明書ニハ生年月日ヲ記載スヘシ)

一、工場ノ圖面 何通

一、製作(修覆)ノ用ニ供スル機械ノ明細書 何通

(未成年者ノ場合)

一、後見人(親權ヲ行フ母)カ營業ヲ爲スニ付親族會ノ同意ヲ得タル書面 壹通

壹通

(妻ノ場合)

一、本營業ヲ爲スニ付夫ノ許可ヲ得タル書面 壹通

(法人ノ場合)

一、法人ノ登記簿ノ謄本 (免許後登記ヲ要スル法人) 壹通

(ニアリテハ總會ノ決議録)

一、定款ノ寫 壹通

壹通

一、何々

第二號 度量衡器販賣免許願

收入

貼附シタル收入印紙ノ額金拾圓

印紙

一、免許ヲ受ケントスル者ノ住所氏名

一、營業所ノ位置

前記ノ場所ニ於テ度量衡器ノ販賣ノ業ヲ營ミ度候間御免許相成度附屬書類  
相添此段相願候也

年 月 日

右 何 某 印

知事宛

附屬書類ノ表示

一、度量衡法施行令第三條ニ關スル証明書

壹通

(証明書ニハ生年月日ヲ記載スヘシ)

一、定款ノ寫(法人ノ場合)

壹通

第三號 度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆販賣)營業所ノ位置變更認可

願

一、營業名及營業者ノ氏名

一、免許番號及免許年月日

一、變更セントスル事項

營業所(工場)ノ位置縣郡市町村大字番地ヲ縣郡市町村大字番地ニ變

更セントス

前記ノ通度(量)(衡)器製作度(量衡器修覆「販賣」)免許事項變更致度候間御認可相成度(附屬書類相添)此段相願候也

年月日

右 何 某 印

農商務大臣宛(修覆及販賣ハ)知事宛

附屬書類表示

一、工場ノ圖面(工場ノ變更ノ場合)

第四號 度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆)工場新設認可願

一、營業名及營業者ノ氏名

一、營業所ノ位置

一、免許番號及免許年月日

一、新設セントスル工場ノ位置

前記ノ通工場ヲ新設致度候間御認可相成度附屬書類相添此段相願候也

年月日

右 何 某 印

農商務大臣宛(修覆ハ)知事宛

附屬書類ノ表示

一、工場ノ圖面

第五號 度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀書換願

収入  
印紙

貼付シタル収入印紙額金五拾錢

一、營業名及營業者ノ氏名

一、營業所ノ位置

一、免許番号及免許年月日

一、免許狀ノ書換ヲ要スル理由

前戸主何某年月日死亡(隱居)シタルニ因リ其免許ヲ受ケタル度(量)  
(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀書換相成度附屬書類相添此段  
相願候也

年月日

何某相續人

何某 印

農商務大臣宛(修覆及販賣ハ知事宛)

附屬書類ノ表示

収入  
印紙

貼付シタル収入印紙ノ額金五拾錢

一、戶籍謄本

一、度量衡法施行令第三條ニ關スル証明書

第六號 度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀再下附願

壹通

壹通

一、營業名及營業者氏名

何某(又ハ何會社)

一、營業所ノ位置

一、免許番号及免許年月日

一、免許狀再下附出願ノ事由

年月日何々ノ爲亡失シ(汚損ノ爲免許狀ノ文字判明セサルニ至リ)タル  
ニ依ル

前記ノ事由ニ依リ免許狀再下附相成度(汚損シタル免許狀相添)此段相願  
候也

年月日

右 何 某 印

農商務大臣宛(修覆及販賣ハ知事宛)

第七號 度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆「販賣」)免許狀更正願

収入  
印紙

貼付シタル収入印紙ノ額金貳拾錢

一、營業名及營業者ノ氏名

一、營業所ノ位置

一、免許番號及免許年月日

一、免許狀ノ更正ヲ要スル事由

年月日何ヲト改名(改姓)シタルニ依ル

前記ノ事由ニ依リ免許狀更正相成度附屬書類相添此段相願候也

年月日

右 何 某 印

農商務大臣宛(修覆及販賣ハ知事宛)

一、戶籍抄本(登記簿本...會社ノ場合)

第八號 工場外ニ於テ度(量)(衡)器ノ製作(修覆)許可願

一、製作(修覆)セントスル場所

一、製作(修覆)セントスル度量衡器ノ種類及個數

一、製作(修覆)セントスル度量衡器ヲ所持又ハ管理スル者ノ住所職業氏名

一、製作(修覆)セントスル豫定期間

一、工場外ニ於テ製作(修覆)ヲ要スル事由

前項ノ通工場外ニ於テ製作(修覆)致度候間御許可相成度此段相願候也

年月日

營業所ノ郡市町村大字番地

營業名 何 某 印

知事宛

第九號 營業所外ニ於テ度量衡器ノ販賣許可願

一、販賣セントスル度量衡器ノ種類

一、販賣ヲ爲サントスル場所

何處ニ於テ開催ノ何々博覽會(何々共進會)(賣店)

前記ノ場所ニ於テ度量衡器販賣致度候ニ付御許可相成度此段相願候也

年月日

營業所

營業名

何 某 印

知事宛

第十號

殘存度量衡器處分認可願

元度(量)(衡)器製作(度量衡器販賣)營業者

何 某 印

種類	物 質	全長、全量、秤量	個 數	處分要旨
度量器何々				
量器何々				
衡器何々				
計				

右ノ通殘存度量衡器處分致度候間御認可相成度此段相願候也

右 何 某 印

知事宛

第十一號

金屬ニ係ラサル桿秤ノ緒紐修覆用分銅省畧認可願

拙者義取緒皿紐鈎紐及錘糸ニ付桿秤ノ修覆ノ業ヲ相營度候處(何々ノ事由ニ因リ)「センチグラム」乃至五百「グラム」ノ各種ノ分銅備付方省略致度候ニ付御認可相成度此段相願候也

年月日

營業所(郡市町村大字番地)

度量衡器販賣營業 何 某 印

知事宛

第十二號

度量衡器ノ所在地ニ於テ乙種檢定許可願

一、度量衡器ノ種類及個數  
右ハ何々ノ事由ニ依リ何々ノ場所ニ於テ檢定相受度請求書相添此段相願候也

年月日

營業所(郡市町村大字番地)

度量衡器製作又ハ  
度量衡器修覆營業 何 某 印

知事宛

第十三號 度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆)工場ノ廢止届

一、廢止シタル工場ノ位置

縣郡市町村大字番地

右何々ノ事由ニ依リ廢止致候間此段及御届候也

年月日

營業所(縣郡市町村大字番地)

度(量)(衡)器製作  
(度量衡器修覆)營業 何 某 印

農商務大臣宛(修覆ハ知事宛)

第十四號 法定代理人變更届

度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆)販賣「營業

何 某

何 某

何 某

一、從前ノ法定代理人氏名

一、新法定代理人氏名

前記ノ通法定代理人變更致候ニ付附屬書類相添此段及御届候也

年月日

右何某法定代理人 何 某 印

農商務大臣宛(修覆又ハ販賣ハ知事宛)

附屬書類ノ表示

一、度量衡法施行令第三條ニ關スル証明書

第十五號 法定代理人名變更届

度(量)(衡)器製作(度量衡器修覆)販賣「營業者

何 某

一、從前ノ氏名

一、變更シタル氏名

前記ノ通氏名變更致候間附屬書類相添此段及御届候也

年月日

右何某法定代理人

何某印

農商務大臣宛(修復又ハ販賣ハ知事宛)

附屬書類ノ表示

一、戶籍抄本

壹通

第十六號

度(量)(衡)器製作(度量衡器修復「販賣」)營業免許消滅(又ハ廢止)届

一、營業名及營業者ノ氏名

一、營業所ノ位置

一、免許番号及免許年月日

今般都合ニ依リ前記營業廢止候ニ付(又ハ右營業何年何月何日ヲ以テ免許年限滿了ニ付)(又ハ何年月日營業免許取消サレ候ニ付)(又ハ何年月日度量衡法施行令第三條第三項ニ該當スルニ至リ候ニ付)免許狀返納此段及御届候也

年月日

右何某印

農商務大臣宛(修復販賣ハ知事宛)

第十七號

相續人營業承繼セサルニ付免許狀返納届

營業所(縣郡市町村大字番地)

度量衡器製作

營業

度量衡器修復(販賣)

何某印

右營業者何某死亡(又ハ隱居)致候處何々ノ都合ニヨリ營業承繼不致候ニ付免許狀返納此段及御届候也

年月日

縣郡市町村大字番地

右何某相續人

何某印

農商務大臣宛(修復販賣ハ知事宛)

第十八號 製作(修覆)(輸入又ハ移入)シタル度(量)(衡)器ニ附スヘキ

記號(又ハ記號變更)届

一、營業名及營業者氏名

一、營業所ノ位置

一、免許番號及免許年月日

一、記號

三寸三分

票箋 分八

記號 何々營業者 何 某 印

前記ノ通記號相定(記號變更)候間此段及御届候也

年 月 日

農商務大臣宛

第十九號 金屬ニ係ラサル桿秤ノ緒紐修覆營業開始届

一、備付ケタル秤架ノ個數

一、技術者ノ氏名

一、備付ケタル分銅ノ種類及個數

種類	個數								
五貫	何個	貳貫	何個	壹貫	何個	五百匁	何個	二百匁	何個
百匁	何個	五拾匁	何個	貳拾匁	何個	拾匁	何個	五匁	何個
二匁	何個	一匁	何個	五分	何個	貳分	何個	壹分	何個
五厘	何個	二厘	何個	壹厘	何個				
五百瓦	何個	二百瓦	何個	百瓦	何個	五拾瓦	何個	貳拾瓦	何個
拾瓦	何個	五瓦	何個	貳瓦	何個	壹瓦	何個	五匁	何個
貳匁	何個	壹匁	何個	五厘	何個	貳厘	何個	壹厘	何個

前記ノ通備付金屬ニ係ラザル桿秤ノ取緒、皿紐、鈎紐、錘糸ニ付修覆營業開始候ニ付此段及御届候也

年 月 日

營業所(郡市町村大字番地)  
度(量)(衡)器販賣營業

何 某 印

知事宛

第二十號

修復ヲ爲サハリシ桿秤ノ届

秤量番号	号	個數	修復ヲ爲サハリシ事由	住	依頼者氏名	還年月日

右及御届候也

營業所(縣郡市町村大字番地)  
衡器製作(度量衡器修復)  
(度量衡器販賣) 營業

何 某 印

知事宛

大正三年二月二十五日印刷  
大正三年三月十五日發行

高 知 縣

高知市本町筋貳百九番屋敷

印刷者 富田嘉之吉

高知市本町筋貳百九番屋敷

印刷所 大正堂印刷部



終

